

明石市公衆浴場法施行条例の改正について ご意見を募集します

厚生労働省は、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」の研究結果を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」（以下、「要領」といいます。）を改正し、男女の混浴制限年齢の目安を「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げを行いました。

要領の改正や社会情勢の変化を踏まえ、本市においても男女の混浴制限年齢を引下げるため、明石市公衆浴場法施行条例の改正を予定しています。

つきましては、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

意見募集要領

1 募集内容

明石市公衆浴場法施行条例の改正に対するご意見

※別添「明石市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）について」をご参照ください。

2 募集期間

2023年(令和5年)10月1日(日)～2023年(令和5年)10月31日(火) ※必着

3 意見を提出できる方

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体
- (3) 市内に通勤又は通学されている方

4 資料の閲覧場所

- (1) 窓口

次の場所で執務時間内に資料を閲覧できます。

- ①生活衛生課（あかし保健所4階）
- ②行政情報センター（市役所本庁舎1階）
- ③あかし総合窓口（パピオスあかし6階）
- ④市民センター（大久保・魚住・二見）

- (2) 市ホームページ

市のホームページの「意見公募手続き（パブリック・コメント）」の意見募集を行っている案件のページから資料をダウンロードすることで閲覧できます。

5 意見の提出方法及び提出先

郵送、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により必ず書面でご提出ください。

なお、提出にあたっては、以下の必須事項を明記してください。

【必須事項】

- ・明石市公衆浴場法施行条例改正案に対する意見であること
- ・住所、氏名（団体等の場合は団体名及び代表者氏名）、年齢、電話番号

また、書式は自由ですが、「意見提出様式」を各閲覧場所に設置し、市のホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

提出方法は下記の（1）～（3）の方法でお願いします。

(1) 郵送・持参の場合

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

明石市福祉局あかし保健所生活衛生課 意見公募担当宛て

※持参の場合の受付時間は平日8時55分から17時40分までです。

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号：078-918-5584 明石市福祉局あかし保健所生活衛生課 意見公募担当宛て

(3) 電子メールの場合

アドレス：seikatsueisei@city.akashi.lg.jp

6 その他

(1) 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

ただし、視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

(2) いただいたご意見は、条例改正にあたっての参考にさせていただくとともに、その概要に市の考え方を付して市のホームページ等で公表します。

(3) 個別の回答は行いませんのでご了承ください。

(4) いただいたご意見は返却しません。

(5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的には使用しない等、厳重に取り扱うとともに、公表しません。

7 お問い合わせ

明石市福祉局あかし保健所生活衛生課

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7（あかし保健所4階）

電話番号：078-918-5425

ファックス：078-918-5584